

# 広島県不妊検査費等助成事業の概要

広島県では、不妊に悩む方への支援として、治療の段階に応じ、2つの助成事業を設けています。こちらの制度では、夫婦そろって不妊検査を受けた場合に、検査・治療費の一部を助成しています。「もしかして不妊かも？」とお悩みの方は、夫婦そろって、不妊検査からスタートしてみませんか？

※体外受精・顕微授精（特定不妊治療）の助成制度は別途、申請窓口にお問い合わせください。

（広島市、呉市、福山市にお住まいの方は市の窓口）

## 1 助成を受けることができる人



助成対象者は、次の要件を全て満たす方となります。

1	<input type="checkbox"/>	申請日時点で婚姻している夫婦（事実婚を含む※ <sup>1</sup> ）
2	<input type="checkbox"/>	申請日時点で県内に住所を有すること（夫婦のいずれか一方が県内に住所を有すれば可）
3	<input type="checkbox"/>	不妊検査開始時の妻の年齢が35歳未満であること※ <sup>2</sup>
4	<input type="checkbox"/>	夫婦ともに不妊検査を受けていること （原則、夫婦のいずれかが検査を開始して概ね3か月以内にもう一方が検査すること※ <sup>3</sup> ）

※1 令和3年1月1日以降に終了した検査・治療から対象となります。

※2 令和2年度の新型コロナウイルスによる特例措置

**令和2年3月31日時点で妻の年齢が34歳の夫婦**で、新型コロナウイルス感染防止のために不妊検査・一般不妊治療を延期した方については、不妊検査開始時の妻の年齢が36歳未満であれば助成が受けられます。

※3 夫婦それぞれの検査開始日が概ね3か月以上離れている場合は、別途申立書の添付が必要です。

## 2 助成対象

夫婦が受けた不妊検査・一般不妊治療に係る費用のうち、医師が認めたもの

【対象となる一般不妊治療の例】

タイミング療法、薬物療法、人工授精など（この他、医師が認めた検査・治療は対象となります。）

【留意事項】

- ・医療保険の適用の有無は問いません。
- ・検査開始から2年以内の費用であること。
- ・院外処方については、領収書がある場合のみ含めることができます。

## 3 助成額と助成回数

- （1）助成額 助成対象となる不妊検査・一般不妊治療に係る自己負担額の合計の1/2  
（千円未満切り捨て。上限5万円。）
- （2）助成回数 1夫婦につき1回限り

## 4 申請の手順

申請書類、申請時期については裏面をご確認ください

（1）申請が可能となった時点（裏面6参照）で、申請様式を入手してください。  
申請様式は県の申請窓口で配布している他、県ホームページからダウンロードできます。

（2）受診した医療機関に証明書（様式第2号）の作成を依頼してください。  
証明書の作成料が発生した場合は助成対象金額に含めることができます。

（3）医療機関の証明書を確認しながら、申請書（様式第1号）を作成してください。

（4）県の申請窓口申請書類一式（裏面5参照）を提出してください（郵送可）。  
ただし、申請期限を超えている場合等、例外的な対応が必要な場合は事前にご相談ください。



## 5 申請書類



申請様式は、各申請窓口で配布しています。また、県のホームページからもダウンロードできます。

1	<input type="checkbox"/>	不妊検査費等助成事業申請書（様式第1号）
2	<input type="checkbox"/>	不妊検査費等助成申請に係る証明書（様式第2号） （夫婦が別の医療機関で受診した場合は、それぞれの医療機関が作成した証明書が必要です。）
3	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本（原本） ※事実婚の場合は、夫婦それぞれの戸籍謄本が必要です（重婚でないことを確認します。）
4	<input type="checkbox"/>	広島県内の住所を確認できる住民票（申請日の3か月以内に発行された原本） ※事実婚の場合は、世帯全員記載、続柄記載のものを取得してください。
5	<input type="checkbox"/>	振込先口座の通帳の写し（口座番号・口座名義人・銀行本支店コード等が記載された頁）
6	<input type="checkbox"/>	（院外処方がある場合のみ）院外薬局の領収書の写し
7	<input type="checkbox"/>	（事実婚の場合のみ）事実婚関係に関する申立書（様式第6号）

※添付書類（住民票等）は、すべて個人番号（マイナンバー）の記載のないものをご用意ください。

## 6 申請時期

次のいずれかに該当した日の翌日から起算して、原則2か月以内に申請してください。

(1) 不妊検査・一般不妊治療を終了した時

終了した時とは、「妊娠が判明した時点」、「特定不妊治療にステップアップした時点」または「これ以上検査・治療を継続しない事を担当医と決定した時点」となります。

(2) 不妊検査の開始日から2年を経過した時（夫婦いずれか早い方の開始日から起算）

### 夫婦の自己負担額が10万円以上となった場合

上記(1)、(2)に該当しない場合でも、申請が可能となります。  
この場合、医療機関の証明書は直近の受診日までを作成してください。  
また、証明書に記載される直近の受診日から2か月以内に申請してください。

## 7 申請窓口

申請書は添付書類を添えて次の窓口にご提出ください。（郵送可）

お住まいの市町	申請窓口	所在地	電話番号
大竹市・廿日市市	西部保健所（保健課）	廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
広島市(※)・安芸高田市・ 府中町・海田町・熊野町・坂町・ 安芸太田町・北広島町	西部保健所広島支所（保健課）	広島市中区基町 10-52 農林庁舎1階	082-513-5526
呉市・江田島市	西部保健所呉支所（厚生保健課）	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
竹原市・東広島市・大崎上島町	西部東保健所（保健課）	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
三原市・尾道市・世羅町	東部保健所（保健課）	尾道市古浜町 26-12	0848-25-4641
福山市・府中市・神石高原町	東部保健所福山支所（保健課）	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1417
三次市・庄原市	北部保健所（保健課）	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181

※広島市にお住まいの方は、広島県庁子供未来応援課（広島県庁本館5階（広島市中区基町 10-52））でも受付けています。

**お問い合わせ** 広島県健康福祉局子供未来応援課 ☎082-513-3171

8:30~17:15（土・日・祝日・年末年始除く）

申請様式のダウンロードや不妊検査を実施している医療機関など、  
助成制度について詳しくは、広島県のホームページをご覧ください。

**広島 不妊検査**

検索



携帯・スマホ対応